



2023年12月15日

各位

会社名 株式会社フルッタフルッタ
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 長澤 誠
(コード番号: 2586 東証グロース)
問合せ先 管理部 IR担当
(TEL. 03-6272-3190)

**第11回乃至第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行（コミット・イシュー・プログラム）並びに
第14回及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2023年11月13日開催の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第11回乃至第13回新株予約権（以下それぞれを「第11回新株予約権」、「第12回新株予約権」及び「第13回新株予約権」といい、個別に又は総称して「コミット・イシュー型新株予約権」といいます。）並びに当社代表取締役である長澤誠氏（以下「長澤氏」といい、EVO FUNDとあわせて、個別に又は総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第14回新株予約権及びEVO FUNDを割当先とする第15回新株予約権（以下、それぞれを「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といい、個別に又は総称して「随時行使型新株予約権」といい、また、コミット・イシュー型新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2023年12月15日に発行価額の総額（3,124,560円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年11月13日公表の「第11回乃至第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行（コミット・イシュー・プログラム）、第14回及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

<コミット・イシュー型新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2023年12月15日
(2) 新株予約権の総数	547,200個 第11回新株予約権：182,400個 第12回新株予約権：182,400個 第13回新株予約権：182,400個
(3) 発 行 価 額	総額2,900,160円 第11回新株予約権1個当たり12円 第12回新株予約権1個当たり3円 第13回新株予約権1個当たり0.9円
(4) 当該発行による潜在株式数	54,720,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は各コミット・イシュー型新株予約権につき以下の通りですが、下限行使価額においても、潜在株式数は54,720,000株であります。 <第11回新株予約権> 当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）

	<p><第 12 回新株予約権></p> <p>当初 36.5 円 (2023 年 11 月 10 日の終値の 50%に相当) ですが、第 12 回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日 (以下に定義します。以下同じ。) の取引所 (以下に定義します。以下同じ。) における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の 50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p><第 13 回新株予約権></p> <p>当初 36.5 円 (2023 年 11 月 10 日の終値の 50%に相当) ですが、第 13 回新株予約権の行使請求が初めて行われた場合に、当該行使請求に係る行使請求の効力が生じる直前に、かかる効力が生じる日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の 50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。</p> <p>「取引日」とは、株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。) において売買立会が行われる日をいいます。</p>
(5) 資金調達の額	3,614,420,160 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>第 11 回新株予約権 : 66 円</p> <p>第 12 回新株予約権 : 66 円</p> <p>第 13 回新株予約権 : 66 円</p> <p>行使価額の修正</p> <p>コミット・イシュー型新株予約権の行使価額は、2023 年 12 月 18 日に初回の修正がされ、以後 3 価格算定日 (以下に定義します。) が経過する毎に修正されます。価格算定日とは、取引日であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日 (当日を含みます。) から起算して 3 価格算定日目の日の翌取引日 (以下「修正日 (コミット・イシュー型)」) といいます。) に、修正日 (コミット・イシュー型) に先立つ 3 連続価格算定日 (以下「価格算定期間」といいます。) の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額 (但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。) に修正されます。</p> <p>また、いずれかの価格算定期間内にコミット・イシュー型新株予約権の各発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義します。</p>

	<p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全てのコミット・イシュー型新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使可能期間	2023 年 12 月 18 日（当日を含む。）から 2030 年 12 月 17 日（当日を含む。）までとします。
(9) そ の 他	<p>当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記【ご参考】欄に記載する全部コミット、EVO FUND が本新株予約権を譲渡する場合に当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定するコミット・イシュー型新株予約権の買取契約を締結しております。</p> <p>また、第 12 回新株予約権の行使については 2025 年 8 月 19 日以降、第 13 回新株予約権の行使については 2027 年 4 月 20 日以降に行使が可能となる（但し、当社の指示（以下「行使前倒し指示」といいます。）により前倒しての行使が可能）旨がコミット・イシュー型新株予約権の買取契約に規定されております。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。

【ご参考】

※コミット・イシュー型新株予約権の特徴

[コミット・イシュー]

当社が各回のコミット・イシュー型新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（いずれの回号についても 18,240,000 株）をあらかじめ定め、当該コミット・イシュー型新株予約権の行使が EVO FUND によりコミットされている設計です。例えば、第 11 回新株予約権については、本新株予約権の割当日の翌取引日（当日を含みます。）より行使期間が開始し、行使期間中の価格算定日の終値の単純平均値の 90% に相当する金額に基づき、本新株予約権の割当日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として 20 ヶ月以内（以下「全部コミット期間」といいます。）に、EVO FUND が必ず第 11 回新株予約権の全て（18,240,000 株）を行使することとされており（**全部コミット**）（なお、一定の限定的な場合にはコミットが消滅することがあります。）、これがコミット・イシューの特徴となります。

[コミット・イシュー・プログラム]

コミット・イシューを 3 回分組み合わせたものが、今般の資金調達（コミット・イシュー・プログラム）の特徴であり、第 11 回新株予約権と同様に、第 12 回新株予約権については 2025 年 8 月 19 日（但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日）（当日を含みます。）、第 13 回新株予約権については 2027 年 4 月 20 日（但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日）（当日を含みます。）から、原則とし

て20ヶ月以内の全部コミットをしております。第12回新株予約権及び第13回新株予約権については、それぞれに係る全部コミット期間が開始するまでは新株予約権の行使はできない設計となっており、これら3回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、今後約5年間に渡って蓋然性の高い資金調達を可能にしています。また、株価状況や資金需要状況によっては、第12回新株予約権及び第13回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、行使前倒し指示をすることができますが、当社が未公表のインサイダー情報を保有していないことが条件となります。なお、行使前倒し指示を行った場合、適時適切に開示を行います。また、各回号のコミット・イシュー型新株予約権につき、それより前の回号のコミット・イシュー型新株予約権が残存している状況で行使前倒し指示がなされた場合、当該行使前倒し指示の対象である新株予約権については、全部行使コミットの規定は適用されません（但し、原則として前の回号の行使が完了する前に行使前倒し指示を行うことは想定しておりません）。

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行数	182,400個	182,400個	182,400個
発行価額の総額	2,188,800円	547,200円	164,160円
行使価額の総額	1,203,840,000円	1,203,840,000円	1,203,840,000円
行使想定期間	原則発行後から20ヶ月間	原則発行20ヶ月後から20ヶ月間	原則発行40ヶ月後から20ヶ月間
行使価額	3価額算定日間の終値平均の90%	3価額算定日間の終値平均の90%	3価額算定日間の終値平均の90%
全部コミット	20ヶ月以内における新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット	20ヶ月以内における新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット	20ヶ月以内における新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
下限行使価額	36.5円	36.5円	36.5円
当初行使開始予定日	2023年12月18日	2025年8月19日	2027年4月20日
全部コミット完了予定日	2025年8月18日	2027年4月19日	2028年12月19日
取得条項	なし	なし	なし

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる本新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<随時行使型新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2023年12月15日
(2) 新株予約権の総数	374,000個 第14回新株予約権：187,000個 第15回新株予約権：187,000個
(3) 発行価額	総額224,400円 第14回新株予約権1個当たり0.6円 第15回新株予約権1個当たり0.6円
(4) 当該発行による潜在株式数	37,400,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれの各随時行使型新株予約権についても当初36.5円（2023年11月10日の終値の50%に相当）ですが、2025年12月18日に、当該日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値

	の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額に修正されます。かかる修正により、修正後の下限行使価額は、発行決議日直前取引日における終値の50%に相当する金額を下回る金額となる可能性もございますが、新株予約権の権利行使可能期間が長期に及ぶ中で、資金調達の可能性を高める必要性からこのような設計としております。下限行使価額においても、潜在株式数は37,400,000株であります。
(5) 資金調達の額	2,730,424,400円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第14回新株予約権：73円 第15回新株予約権：73円 随時行使型新株予約権の行使価額は、2024年6月15日に初回の修正がされ、以後2026年6月15日、2028年6月15日、2030年6月15日(以下、個別に又は総称して「修正日(随時行使型)」といいます。)に、当該修正日(随時行使型)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該修正日(随時行使型)の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日(随時行使型)以降、当該修正日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額(以下「修正日価額」といいます。)に修正されます。但し、当該修正日価額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。
(7) 新株予約権の取得事由	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日の1ヶ月以上前に新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たり0.6円の価額(対象となる新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、取得価額を取得時点における時価ではなく払込金額と同額としておりますのは、当該時点における価値算定に係る取得期間や取得費用を考慮したものです。
(8) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により、全ての第14回新株予約権を長澤氏に、全ての第15回新株予約権をEVO FUNDに、それぞれ割り当てます。
(9) 権利行使期間	2023年12月18日(当日を含む。)から2030年12月17日(当日を含む。)までとします。
(10) その他	当社は、長澤氏及びEVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当先が随時行使型新株予約権を譲渡する場合に当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する随時行使型新株予約権の買取契約を締結しております。

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。

以上